

四日市市教育委員会
青少年健全育成方針

平成20年7月
社会教育課青少年育成指導室

青少年健全育成方針の全体概要

めざす青少年の姿 「次代を担う社会的に自立した青少年」

◎青少年が将来の夢や希望に向かって心豊かに成長し、自らの人生を主体的に生きるとともに、社会の一員として一定の役割を担えるよう「社会的自立」を達成することをめざしていく。

青少年を取り巻く環境

◇都市化

- ・コンビニや24時間営業の店舗増加
- ・日常生活の夜型傾向

◇情報化

- ・インターネット、携帯電話の普及
- ・有害情報の氾濫
- ・コミュニケーション形態の変容

◇家庭・学校・地域

- (家庭) 子育ての孤立化や子育て不安の増加
- (学校) いじめ、不登校、不審者情報の増加
- (地域) 地域住民の連帯意識の低下

青少年の生活実態

◇基本的生活習慣の乱れ

- ・早寝早起きなどの生活リズムの乱れ、深夜徘徊の増加

◇希薄な人間関係

- ・家族のふれあい不足、大人の青少年への無関心傾向

◇直接体験の少なさ

- ・地域での遊びやスポーツ、自然体験など実体験の不足

◇情報メディアの急速な発展に伴う問題

- ・顔の見えないコミュニケーション
- ・有害情報に伴う犯罪被害の増加

基本方針 大人の責務として地域社会全体で、すべての青少年に「社会的自立への意欲」を育み、成長過程全般にわたる心と体の調和のとれた青少年の健全育成に取り組む。

青少年健全育成に係る審議機関

- ◎四日市市青少年問題協議会
- 青少年の健全育成に必要な重要事項の審議、関係行政機関相互の連絡調整

基本目標と主要施策

1) 心豊かでたくましい自立した青少年の育成

- ◎親と子どもの豊かな育ち事業の推進(3ヵ年の重点施策)
- ・生活リズムの向上、規範意識の向上、安全安心に係る事業の推進
- ◎青少年活動の推進
- ・リーダー養成や体験活動を通じた自主性と社会性の育成

2) 青少年が心豊かに暮らせる環境づくり

- ◎放課後児童健全育成事業
- ・下校後、保護者などがいない留守家庭の児童を対象に保育事業を行う運営団体に助成
- ◎子どもと若者の居場所づくり事業
- ・気軽に集い大人とも語り合える場の提供及び子どもや若者の自主活動への支援
- ◎補導活動

3) 地域ぐるみで取り組む青少年の社会的自立の促進

- ◎「早ね 早おき 朝ごはん」市民運動
- ・地域ぐるみで、基本的生活習慣を向上させる取り組みの啓発活動
- ◎四日市市青少年育成市民会議
- ・健全育成に係る啓発事業を中心とした市民運動への支援と助成

第1章 青少年健全育成方針の基本的な考え方

1 方針策定趣旨

青少年期は人格の基礎を形成する時期であり、同時に青少年は次代の担い手です。その青少年が将来に夢と希望をもち、心豊かにたくましく成長することは四日市市民の願いです。青少年がひとりの人間として尊重されるとともに、正義感、倫理観や思いやりの心などを育て、豊かな人間として成長していけるよう、より良い環境を整備していくことが強く求められています。

今日、少子高齢化や核家族化、都市化、価値観の多様化、生活が物質的に豊かになったこと、人々の地域への帰属意識の希薄化など、青少年を取り巻く社会環境が著しく変化してきています。

それに伴い様々な青少年を取り巻く問題が発生しています。低年齢化する少年非行や犯罪、人とのコミュニケーションをうまくとれない青少年の増加、情報化に伴うパソコンや携帯電話からのインターネットでの有害メールやネット上のトラブルといった問題行動や犯罪が日常的に発生しています。

このような問題の背景には、大人の意識や行動面にも原因があり、大人自身の姿勢や考え方について見直す必要があります。大人と青少年双方の信頼関係の構築と努力、少年非行や社会的不適応等の問題行動に対する対策、その問題の要因を探り、問題を未然に防ぐための施策を積極的に展開していくことも重要です。さらに、国際化や情報化が進む中で、青少年が自主性や社会性を養い、他者や多様化する社会とのかかわりの中で、様々な体験を重ね、自己実現を図り、現在の生活を充実して送るとともに、将来に向けて社会的に自立した個人として成長するよう支援することが、大人の重要な役割です。

青少年の健全な育成は、社会全体の責任であり、全ての組織及び個人が、それぞれの役割と責任を果たしつつ、相互に協力しながら取り組むことが必要です。すべての市民が青少年に関心をもち、青少年を取り巻く社会環境の変化と、社会的自立の遅れや非行等の青少年をめぐる今日的課題を踏まえ、次代の「四日市市」を担う青少年の成長を支援するための指針となるよう、基本方針と中長期的な施策の方向性を示した「青少年健全育成方針」を策定するものです。

2 方針の期間

平成20年度から平成25年度までの6年間の期間とします。ただし、施策の進捗状況や青少年を取り巻く社会情勢の変化、その他の諸状況に応じて、必要な見直しを行います。

3 対象範囲

青少年が健全に成長するためには、家庭や地域、学校、企業、行政などがそれぞれの役割分担を理解し連携を図りながら、社会全体で取り組む必要があることから、方針の対象はすべての市民とします。

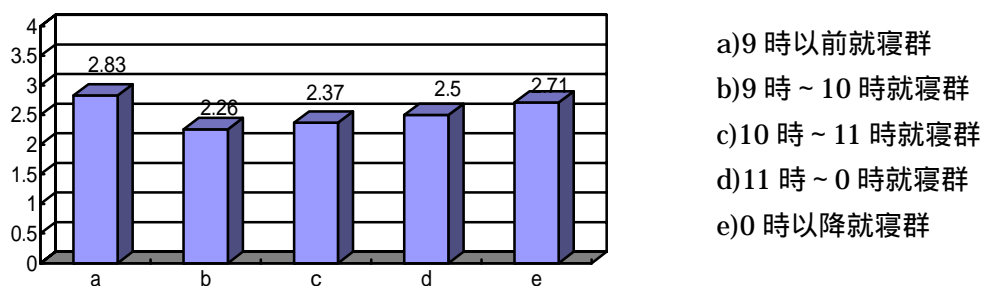
また、この方針でいう「青少年」とは、子どもから大人への発達の過程にある者(おおむね幼児から18歳前後まで)とします。

第2章 青少年を取り巻く環境と生活実態

1 都市化

今日、住民の生活様式は多様化し、社会の都市化が急速に進んでいます。24時間営業や営業時間を延長する店が増加し、夜眠ることなく活動する都市化現象が見られます。都市化は、利便性をもたらす一方で、青少年の深夜徘徊・少年非行の増加や低年齢化などを生み大きな社会問題となっています。市内における青少年の非行に関する現状を見ても、深夜徘徊による補導が急増してきています。

また、戸外での遊びの減少、テレビやゲーム、過度のメールのやり取りなどで夜更かしをするといった夜型の生活に子どもたちは、陥ってきています。このような生活様式による日常的な就寝時刻の遅れや睡眠不足は、子どもたちの生活リズムを乱し、心身の発達に悪影響を及ぼすと各種の調査で指摘されているところです。平成19年度「四日市市子どもの生活リズム向上事業」報告書にも同様の指摘が垣間見られました。



暴力・いらだち得点 ほとんどない1点 あまりない2点 ときどきある3点 よくある4点
暴力・いらだち得点の就寝時刻群別平均値 (中学生)

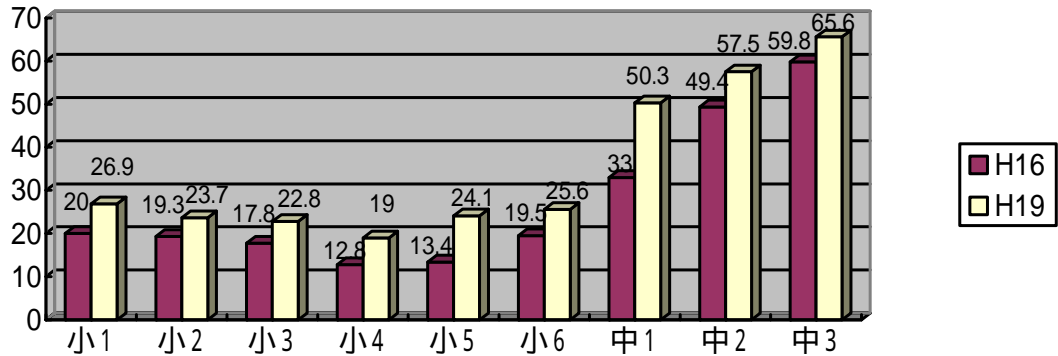
2 情報化

インターネット、携帯電話などの新しいメディアによる伝達手段の普及は、創造的な文化を生み出し、無限の発想を可能にしました。しかし、その一方で家族や友人とのコミュニケーションのあり方を大きく変えてきています。互いにふれあい、共感しあうことで得られる豊かな心情や人格などが形成される場や、様々な体験を通じて養われる情操面の発達の機会を失わせています。

平成19年度「四日市市子どもの家庭・学校生活実態調査」によると、友人との関わり方について「メールでやりとりする」という子どもは中学1年生から急増し、中学3年生では65%を超えています。さらに、携帯電話の所有率は年々上昇し、小学生の高学年で約25%、中学生は約58%の所有状況となっており、いずれも平成16年度の調査時よりも上回る結果が出ています。

また、携帯電話から簡単にメールやインターネットを利用できることから、チェーンメールや学校裏サイトなどのネットいじめや誹謗中傷の書き込み、さらには出会い系サイトをはじめとするサイバー犯罪など、携帯電話を介した問題行動や犯罪が日常的に発生しています。こういった状況は青少年の生活に深くかかわるとともに、大きな社会問題となっています。

「自由に使える携帯電話をもっているか」の問いで、「持っている」と答えた子どもの割合



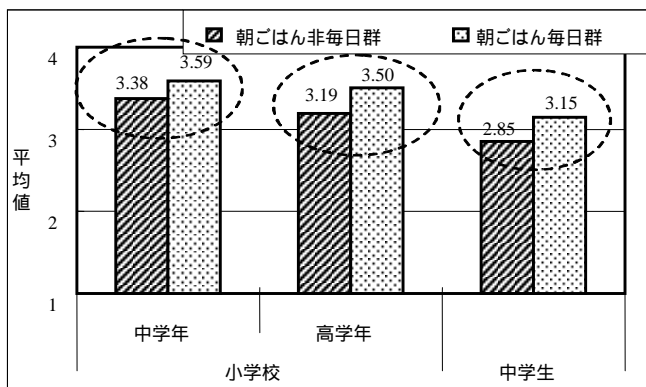
3 家庭・学校・地域社会の状況

【家庭】

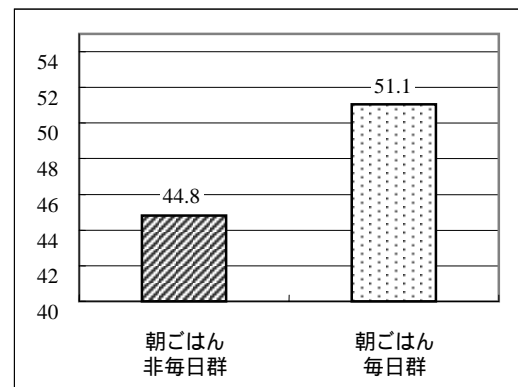
家庭は、家族同士のふれあいや、ともに生活していく中で人として生きていく力を育む場です。その中で、基本的な生活習慣や生活力、自制心や自立心、思いやり、善悪の判断、社会的なマナーやルールなどの資質や能力などが培われてきたものです。しかし、昨今は、こういった家庭の教育力の低下が指摘されています。

核家族化や育児の孤立化などで、親自身が子育ての方向を見失う現状が見受けられます。子どもへの過度の期待や過保護・過干渉、あるいは親の勝手な放任主義など、青少年の健全育成に好ましくない状況があり、さらには、虐待に象徴されるように直接子どもの成長に悪影響を与えている場合もあります。

平成19年度「四日市市子どもの生活リズム向上事業」報告書では、子どもの朝食摂取など生活リズムの状況から学力や家族コミュニケーションの満足度などへの影響について、いくつかの課題も見られ、家庭教育への支援のあり方が急務となってきています。



家族コミュニケーション得点の朝ごはん群別平均値
 家族コミュニケーション得点 ほとんどない1点 あまりない2点 ときどきある3点 よくある4点



朝ごはん群ごとの偏差値平均値(中学生)

【学校】

今、学校においては、学力の低下という大きな課題があるとともに、いじめや不登校、問題行動などの生徒指導上の課題もあります。

本市ではめざす子どもの姿として、「新しい時代をたくましく切り拓いていく子どもの育成」を基本方針としています。確かな学力の定着、自分も他の人も大切にできる豊かな人間性の育成、たくましく生きるための健康と体力を培う「生きる力」の育成と他の意見を聞き、自分の思いを伝えるコミュニケーション力や、互いに切磋琢磨し向上しようとする人間関係を培う「共に生きる力」の育成をめざしています。かけがえのない生命を大切に、人権を尊重し、他人を思いやる心や社会貢献の精神を育むことが重要であり、そのような力を育むためには学校独自の教育だけでなく、家庭や地域の教育力が欠かせなくなります。

また、不審者が学校内へ侵入して子どもや教師に危害を加えたり、登下校中の子どもの安全を脅かす重大な事件が全国的に発生しています。本市においても、子どもが不審者に後をつけられたり、車に引き込まれそうになったりするなどの情報が学校から数多く寄せられています。子どもの安全のために、地域にある子どもを見守る防犯組織団体とより一層の連携を深めていく必要があります。

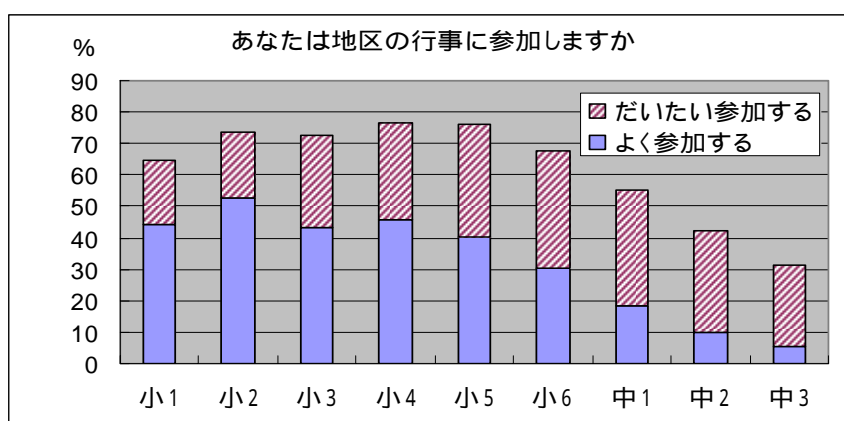
【地域社会】

かつて、子どもたちは地域の人々によって家族同様に守り育てられてきました。日常の挨拶はもちろんのこと、行事への参加などによる地域の温かいふれあいを通して、社会人としての責任感、社会生活に必要なルールやマナー、社会の仕組み、連帯意識などを学んできました。

しかし、都市化や核家族化、生活様式の多様化、連帯意識の希薄化などにより、住民同士の交流が減り、地域の教育力が低下してきています。

地域の中で子どもたちを見守っていきこうという環境が失われつつあります。

平成 19 年度「四日市市子どもの家庭・学校生活実態調査」では、近所の人とよく挨拶する子どもの割合は、小学生で約 44%、中学生で約 37%となっています。また、地区の行事への参加の割合は小学生では約 70%ですが、中学 3 年生になると約 30%まで低下している現状があります。



第3章 めざす青少年の姿と基本目標に係る具体的施策

めざす青少年の姿

「次代を担う社会的に自立した青少年」

規則正しい生活リズムで過ごし、心も体も健康でたくましく生きる青少年

周りとのコミュニケーションを大切にし、自分と他者とのかかわりの中で行動できる力を備えた青少年

豊かな体験に裏づけられた主体的な生き方を身につけた青少年

基本方針

大人の責務として地域社会全体で、すべての青少年に「社会的自立への意欲」を育み、成長過程全般にわたる心と体の調和のとれた青少年の健全育成に取り組む。

青少年健全育成に係る審議機関

四日市市青少年問題協議会の開催（原則年2回開催）

市として青少年健全育成行政を推進するにあたり、青少年への指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立及び適切な実施について必要な重要事項を、四日市市青少年問題協議会を通じて審議します。

関係機関相互の連絡調整を図りながら、地域社会全体で青少年の健全育成に向けた取り組みを推進します。